



厚生省発老第13号  
平成11年2月22日

医療保険福祉審議会  
老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

医療保険福祉審議会  
介護給付費部会長 星野 進保 殿

厚生大臣 宮下 創平

諮 問 書

介護保険法施行規則の一部、指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（仮称）並びに福祉用具貸与の対象となる福祉用具の範囲及び福祉用具購入費の対象となる特定福祉用具の範囲等に係る厚生大臣の定める告示を別添要綱のとおり制定することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第74条第3項、第81条第3項、第88条第3項、第97条第4項及び第110条第3項並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条及び第15条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(別添)

## 第1 介護保険法施行規則関係 (要綱)

### 1 定義等

#### (1) 要介護状態等の定義

要介護状態は、介護保険法（以下「法」という。）第7条第1項に定める常時介護を要する状態が6か月間にわたり継続する見込みであることを要するものとする。要支援状態は、同条第2項に定める日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態が6か月間にわたり継続する見込みであることを要するものとする。

#### (2) 居宅サービスの担当者

- ① 訪問介護の担当者を、法に定める介護福祉士のほか、現行の訪問介護員養成研修1級、2級若しくは3級の課程又はこれに相当するものの研修の修了者とする。
- ② 訪問看護の担当者を、法に定める看護婦のほか、保健婦、保健士、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士及び作業療法士とする。
- ③ 居宅療養管理指導の担当者を、法に定める医師、歯科医師及び薬剤師のほか、歯科衛生士、保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師及び管理栄養士とする。

#### (3) 訪問看護等の対象となる者の治療の必要の程度

- ① 訪問看護の対象となる者の治療の必要の程度を、病状が安定期にあり、居宅において看護婦等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。
- ② 訪問リハビリテーションの対象となる者の治療の必要の程度を、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要することとする。
- ③ 通所リハビリテーションの対象となる者の治療の必要の程度を、病状が安定期にあり、介護老人保健施設等において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを要することとする。

- ④ 短期入所療養介護の対象となる者の治療の必要の程度を、病状が安定期にあり、介護老人保健施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者等であることとする。
- ⑤ 介護老人保健施設の入所の対象となる者の治療の必要の程度を、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者であることとする。
- ⑥ 介護療養型医療施設の入院の対象となる者の治療の必要の程度を、病状が安定期にあり、介護療養型医療施設において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者であることとする。

(4) 通所リハビリテーション等を行うことができる対象施設

- ① 通所リハビリテーションを行うことができる対象施設を、介護老人保健施設、病院及び診療所とすること。
- ② 短期入所療養介護を行うことができる対象施設を、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設その他の医療法上の療養型病床群等（当分の間、法の施行の時点において現に老人医科診療報酬点数表の診療所老人医療管理料を算定している診療所を含む。）を有する病院又は診療所とすること。
- ③ 特定施設入所者生活介護の対象施設を、法に定める有料老人ホームのほか、軽費老人ホームとすること。

(5) 居宅サービス計画等の内容

- ① 居宅サービス計画の内容を、法に定める利用する指定居宅サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者のほか、居宅要介護者等の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスが提供される日時、サービスを提供する上での留意事項並びにサービスの提供を受けるために居宅要介護者等が負担しなければならない費用の額とすること。
- ② 施設サービス計画の内容を、法に定める当該施設が提供するサービスの内容及びこれを担当する者のほか、要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とすること。
- ③ 特定施設入所者生活介護における計画の内容を、法に定める当該施設が提供するサービスの内容及びこれを担当する者のほか、入所している要介護者等の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供されるサービスの

目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とすること。

## 2 要介護認定等の有効期間

要介護認定期間及び要支援認定期間を6か月間とすること。（認定の効力が生じた月については、その日が月の初日である場合を除き、当該効力が生じた日から当該月の末日までの期間を加えることとする。）

ただし、介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認めるとき等は、3か月から12か月の範囲内において市町村が定める月数間とすることができることとする。（延長は、原則として更新認定時に限ることとする。）

## 3 通所介護等について保険給付の対象としない日常生活費の範囲

(1) 通所介護等について居宅介護サービス費等の給付の対象としない日常生活費の範囲を、以下のサービスの種類ごとに以下に掲げる費用とすること。

### ①通所介護、通所リハビリテーション

一 食材料費

二 おむつ代その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

### ②短期入所生活介護、短期入所療養介護

一 食材料費

二 理美容代その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

### ③痴呆対応型共同生活介護

一 食材料費

二 理美容代

三 おむつ代その他痴呆対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

### ④特定施設入所者生活介護

おむつ代その他特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(2) 施設サービスについて施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の

給付対象としない日常生活費の範囲を、理美容代その他指定施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用とすること。

#### 4 指定居宅サービスに係る保険給付の代理受領の要件

指定居宅サービスに係る保険給付を、被保険者に代わり、事業者を支払うことができる場合は、以下のとおりとすること。

(1) 指定居宅サービス（居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当すること。

① 被保険者が法第46条第4項（指定居宅介護支援サービスに係る代理受領の要件）の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっているとき

② 被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援の対象となっているとき

③ 被保険者が当該指定居宅サービスを含む指定居宅サービスの利用に係る計画を自ら作成し、あらかじめ当該計画を市町村に届け出ているとき等

(2) 特定施設入所者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）を受ける場合であって、特定施設入所者生活介護を実施する者から市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、要介護者等である入居者について代理受領を行うことについて同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類が提出されている場合

(3) 居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護（有料老人ホームに係るもの以外のものに限る。）を受ける場合

#### 5 居宅サービス区分及び区分支給限度基準額の設定される期間等について

(1) 居宅サービス区分は以下の2区分とし、それぞれに定めるサービスが当該区分に含まれるものとする。

①訪問・通所サービス区分

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、

通所リハビリテーション及び福祉用具貸与

②短期入所サービス区分

短期入所生活介護及び短期入所療養介護

(2) 居宅サービス区分ごとの区分支給限度額基準額の設定される期間は、以下の居宅サービス区分に応じてそれぞれに定める期間とすること。

①訪問・通所サービス区分 1か月間（暦月単位）

②短期入所サービス区分 要介護認定等の有効期間に対応した期間（暦月単位）

(3) 区分支給限度額は、月途中で要介護状態区分等の変更があった場合においては、当該変更の前後で程度の重いものに応じた区分支給限度基準額により算定することとすること。

(4) 短期入所サービス区分の区分支給限度額については、要介護認定等の更新又は変更認定の際に、居宅要介護被保険者等の申請に基づき、当該者の訪問・通所サービス区分に係る保険給付額が、当該実績が把握可能な直近の2か月間において、入院・入所によらず支給限度額の一定割合以下であると市町村が認めた場合には、当該認定に係る短期入所サービス区分の支給限度額を一定割合拡大することとすること。

(5) 種類支給限度基準額を設定することができる居宅サービスの種類を、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与とすること。

また、種類支給限度基準額の設定される期間は、1か月間（暦月単位）とすること。

6 福祉用具購入費及び住宅改修費の支給要件等

(1) 福祉用具購入費は、当該要介護被保険者等の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に支給するものとし、同一の支給限度額期間（支給限度基準額が設定される期間をいう。以下同じ。）内は、破損や要介護状態の変化等特別の事情があると認められる場合以外は、同一種目の特定福祉用具につき、2回以上支給を行わないこととすること。

(2) 福祉用具購入費の支給限度額管理期間を、各年4月1日からの12か月間とすること。

(3) 住宅改修費は、以下に該当する場合に支給するものとする。

① 当該被保険者の住所にある住宅について行われたものであること。

② 当該被保険者の身体的状況、住宅の状況等に照らし必要と認められる改修であること。

## 7 利用者負担額の減免事由

市町村が利用者負担の減免を行うことができる事由を、以下の事由により利用者負担額の支払いが困難と認められる場合とすること。

- (1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業の著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

## 8 保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する事項

- (1) 市町村が要介護被保険者等に対して支払方法変更の措置を行うこととする保険料の滞納期間を、1年間とすること。
- (2) 市町村が要介護被保険者等に対して保険給付の支払の全部又は一部の一時差止の措置を行うこととする保険料の滞納期間を、1年6か月間とすること。

## 9 居宅サービスに係るみなし指定に関する事項

- (1) 健康保険における保険医療機関の指定をもって指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなす居宅サービスの種類を、病院又は診療所について、法に定める居宅療養管理指導のほか、訪問看護及び訪問リハビリテーションとすること。
- (2) 介護老人保健施設の開設の許可をもって指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなす居宅サービスの種類を、法に定める短期入所療養介護のほか、通所リハビリテーションとすること。

## 1 0 保険料の算定に関する基準に係る基準所得金額

保険料の算定基準における第4段階及び第5段階の区分となる基準所得金額を地方税法上の合計所得金額で250万円とすること。

## 1 1 保険料の特別徴収に関する事項

年度途中で特別徴収が中止される場合を、法に定める、当該被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなった場合及び被保険者資格を喪失した場合のほか、各定期支払月に支払われる特別徴収対象年金の支払額が当該支払の際に特別徴収されるべき支払回数割保険料額を下回った場合及び当該被保険者に係る介護保険料が年途中で減額変更となった場合等とすること。

## 1 2 適用除外事由

当分の間、介護保険の被保険者としなない特別の理由がある者を、法に定める身体障害者療護施設入所者以外に、以下の施設に入所している者とすること。

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- ②児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所等（重症心身障害児（者）病棟又は進行性筋萎縮症児（者）病棟に限る。）
- ③心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設
- ④ハンセン病療養所
- ⑤生活保護法（昭和25法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設

## 1 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 1 4 施行期日

この省令は、平成12年4月1日から施行すること。



第2 指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係（要綱）  
別紙1のとおりとすること。

第3 指定居宅介護支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係（要綱）  
別紙2のとおりとすること。

第4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準関係（要綱）  
別紙3のとおりとすること。

第5 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準関係（要綱）  
別紙4のとおりとすること。

第6 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準関係（要綱）  
別紙5のとおりとすること。

## 第7 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（仮称）関係（要綱）

### 1 財政安定化基金拠出率

平成12年度から平成14年度までにおいて、当該都道府県の全市町村が財政安定化基金に対して拠出する費用の額の総額の当該都道府県の全市町村の標準給付費見込額の総額に対する割合（財政安定化基金拠出率）を、1000分の5とすること。

### 2 概算介護給付費納付金の算定方法

- (1) 医療保険納付対象額の見込額の総額は、前々年度の全市町村の標準給付費額の総額に一定の伸び率を乗じて算定した額に当該年度に係る第2号被保険者負担率を乗じて得た額とすること。
- (2) 各医療保険者の第2号被保険者の見込数は、前々年度の各医療保険者の第2号被保険者数（当該数字が過大又は過小の場合は補正を行った後の数）に一定の伸び率を乗じて算定したものとする。

### 3 確定介護給付費納付金の算定方法

- (1) 医療保険納付対象額の総額は、前々年度における全市町村の標準給付費額の総額に前々年度に係る第2号被保険者負担率を乗じて得た額とすること。
- (2) 第2号被保険者数は法第163条の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が医療保険者に報告を求めた数によることとすること。

### 4 支払基金に対する医療保険者の報告事項

支払基金が医療保険者に報告を求めることができる事項を、各月末日における第2号被保険者数等とし、各医療保険者は、当該年度終了後3月以内に文書により報告を行うものとする。

### 5 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 6 施行期日

この省令は、平成12年4月1日から施行すること。

## 第8 厚生大臣の定める告示関係（要綱）

1 福祉用具貸与の対象となる福祉用具の範囲及び福祉用具購入費の対象となる特定福祉用具の範囲について  
別紙6のとおりとすること。

2 住宅改修費の給付対象となる住宅改修の範囲について

居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の給付の対象とする住宅改修を、

①手すりの取付け

②床段差の解消

③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更

④引き戸等への扉の取替え

⑤洋式便器等への便器の取替え

⑥その他これらの各工事に附帯して必要な工事

とし、支給限度基準額の設定においては、これらを1つの種類の住宅改修とすること。

3 相当サービス等を保険給付の対象とすることができる離島等の範囲について

指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域を、以下のいずれかに該当する地域とすること。

①離島振興法（昭和28年法律第72号）により指定された離島振興対策実施地域

②奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島

③小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する小笠原諸島

④沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に規定する離島

⑤山村振興法（昭和40年法律第64号）により指定された振興山村

⑥過疎地域、豪雪地帯等のうち厚生大臣が特に必要と認める地域